

長 第 1280号
平成24年1月23日

各特別養護老人ホーム施設長 様
各短期入所生活介護管理者 様

山形県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

特別養護老人ホーム等における配置医師等の状況に関する届出について

このことについて、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号 厚生労働省保険局医療課長通知）記の7により、特別養護老人ホーム及び指定（介護予防）短期入所生活介護事業所においては、配置医師等に係る情報を県に届出ることとされております。

つきましては、このたび配置医師等の状況に関する届出書を下記のとおり定めましたので、既存の特別養護老人ホーム及び（介護予防）短期入所生活介護事業所については、別紙様式1及び別紙様式1-1を平成24年1月31日（火）までに各総合支庁福祉担当課に提出（郵送可）するようお願いします。

なお、届出があった情報については、必要に応じて市町村に対して情報提供することを申し添えます。

記

1 新たに定めた届出様式

(1) 新たに配置医師等の状況を届出する場合

別紙様式1	「特別養護老人ホーム等における配置医師等の状況に関する届出書」
別紙様式1-1	※医師の状況を記載するもの ※別紙様式1に必ず添付

(2) (1)の届出を提出後、併設医療機関及び配置医師の状況に変更があった場合

別紙様式2	「特別養護老人ホーム等における配置医師等の状況に関する変更届出書」
別紙様式2-1	※医師の変更があった場合に別紙様式2に添付

2 提出期限

平成24年1月31日（火）

3 提出対象施設（事業所）

- ・特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホーム含む）
- ・指定（介護予防）短期入所生活介護事業所

4 提出書類

上記1(1)に示す次の書類

- ・ (別紙様式1) 「特別養護老人ホーム等における配置医師等の状況に関する届出書」
- ・ (別紙様式1-1) ※医師の状況記載様式

5 提出先

施設(事業所)が所在する各総合支庁保健福祉担当課へ提出(郵送可)してください。

村山地区：村山総合支庁 福祉企画課

〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 (TEL 023-621-8174)

最上地区：最上総合支庁 地域保健福祉課

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 (TEL 0233-29-1276)

置賜地区：置賜総合支庁 福祉課

〒992-0012 米沢市金池7-1-50 (TEL 0238-26-6029)

庄内地区：庄内総合支庁 地域保健福祉課

〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (TEL0235-66-5460)

6 その他

- (1) 今後、新たに特別養護老人ホーム等を新設する場合は、新規指定申請の際に、指定申請書類と併せて当該届出を提出すること。
- (2) 特別養護老人ホームに併設する指定(介護予防)短期入所生活介護事業所において、配置医師等の状況が本体である特別養護老人ホームと同じ場合は、特別養護老人ホーム及び指定(介護予防)短期入所生活介護事業所の状況をまとめて届出することを可能とする。記載方法については、別紙様式1の記載上の注意のとおりである。
- (3) 施設長(管理者)は、配置医師に対して「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号 厚生労働省保険局医療課長通知：最終改正平成22年3月30日)の写しを配布する等、入所者の処遇に支障がないよう管理業務の徹底を図ること。

担当：長寿社会課
事業指導担当 齋藤
TEL 023-630-3359
※具体的な提出内容に関する
問い合わせは各総合支庁福祉
担当課にお願いします。